

朝日町地域通貨（LoCoPiあさひまちコイン）利用規約

第1条（総則）

「朝日町地域通貨（LoCoPiあさひまちコイン）利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、朝日町（以下「発行者」といいます。）が、株式会社博報堂（以下「博報堂」といいます。）の提供するシステム（以下「本システム」といいます。）を利用して発行する地域通貨「LoCoPiあさひまちコイン」（以下「LoCoPiあさひまちコイン」といいます。）の利用に関し、ユーザーの遵守事項並びに発行者及びユーザーの権利義務関係を定めるものです。LoCoPiあさひまちコインを利用する方は、事前に本規約の全文を必ずお読みください。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「LoCoPiあさひまちコイン」とは、発行者がユーザーに対し発行する、電磁的方法により記録される地域通貨であって、ユーザーが本規約及び発行者が別途定める規約等の条件に従い、加盟店においてLoCoPiあさひまちコイン使用取引の決済に使用することができるものをいい、別表に定める条件が適用されるものをいいます。
- (2) 「カード型」とは、発行者が発行するLoCoPiあさひまちコインの発行形態のうち、マイナンバーカードと紐づく形で本システム上に地域通貨のLoCoPiあさひまちコインが登録され、当該本カードを読取端末にかざしデータを読み取ることにより登録されたLoCoPiあさひまちコインの利用が可能となる形態をいいます。
- (3) 「加盟店」とは、LoCoPiあさひまちコインを使用することができる店舗からの登録申込みに基づき発行者が指定するものをいいます。
- (4) 「読取端末」とは、本カードをかざしデータを読み取るために、発行者が加盟店に貸与した機器のことをいいます。
- (5) 「対象商品等」とは、加盟店が一定額のLoCoPiあさひまちコインと引き換えにユーザーに提供するものとして、発行者が指定した商品又はサービスをいいます。
- (6) 「LoCoPiあさひまちコイン使用取引」とは、ユーザーが、加盟店において、発行者から発行を受けたLoCoPiあさひまちコインと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (7) 「本システム」とは、博報堂が運営管理するLoCoPiあさひまちコインの発行・管理システムをいいます。
- (8) 「本カード」とはLoCoPiあさひまちコインの発行、利用のためにユーザーが発行者に対して利用登録をしたマイナンバーカードをいいます。
- (9) 「ユーザー」とは、本規約の内容に同意のうえLoCoPiあさひまちコインの発行を受け、LoCoPiあさひまちコインを利用する個人をいいます。

第3条（LoCoPiあさひまちコインの発行）

1. ユーザーは、本規約の内容を確認し、承諾の上、別表に定める方法に従い、発行者に対しLoCoPiあさひまちコインの発行を申し込むことができます。
2. 発行者は、LoCoPiあさひまちコインの発行の申込みを承諾するときは、別表に定める発行方式に従い地域通貨を発行します。また、発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、地域通貨の発行

を一時的に停止する場合がありますことをユーザーはあらかじめ承諾するものとします。

3. ユーザーは、発行されたLoCoPiあさひまちコインの残高を、本システム及び読取端末より確認することができます。
4. LoCoPiあさひまちコインの発行に要する、ユーザーの携帯電話の通信料・接続料等はユーザーが負担するものとします。

第4条（LoCoPi あさひまちコインの利用）

1. ユーザーは、ユーザーが本カードを読取端末にかざし、データを読み取り、加盟店が当該決済において使用を希望するLoCoPiあさひまちコインを減じる操作を行い、当該コインが決済システム上減算される方法により、地域通貨を、加盟店との間のLoCoPiあさひまちコイン使用取引の決済に利用することができるものとします。
2. LoCoPiあさひまちコインの利用に要する、ユーザーの携帯電話の通信料・接続料等はユーザーが負担するものとします。

第5条（LoCoPi あさひまちコイン使用取引の取消し等）

ユーザーは、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行ったLoCoPiあさひまちコイン使用取引を取消し、又は解除することができないものとします。ユーザーが加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店の責任において対応を行うものとします。

第6条（払戻し）

ユーザーは、LoCoPiあさひまちコインの発行を受けた後は、払戻しを受けることはできません。

第7条（ユーザーの義務）

1. ユーザーは、LoCoPiあさひまちコインを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。
2. ユーザーは、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) LoCoPiあさひまちコインを複製し、改変し、公衆送信し、若しくは貸与、譲渡、売買その他の方法により第三者に承継させ、又は第三者に利用させること
 - (2) LoCoPiあさひまちコインを偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により使用すること
 - (3) 違法又は公序良俗に反する目的でLoCoPiあさひまちコインの発行を受け、又はLoCoPiあさひまちコイン使用取引を行うこと
 - (4) 申込みの際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること
 - (5) その他本規約に反すること
3. 前項に規定するほか、LoCoPiあさひまちコインを不正に利用する行為等、発行者が不適切と判断する行為をユーザーが行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び加盟店は、ユーザーによるLoCoPiあさひまちコインの利用を認めない場合があります。また、ユーザーが前二項に違反し、本カードを紛失し、その他の理由によりLoCoPiあさひまちコインを第三者に利用されるなどして失った場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。

4. ユーザーは、本規約に違反したことにより発行者又は加盟店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。
5. 発行者は、本条に基づき実施した措置に基づきユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第8条（個人情報等の取扱い）

発行者は、LoCoPiあさひまちコインの発行又は利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとします。

- (1) 個人情報とは、LoCoPiあさひまちコインの発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
- (2) LoCoPiあさひまちコインの発行及び利用に関し発行者にご提供いただいた個人情報は、以下の目的のためにのみ利用します。
 - ・地域通貨の運営及びサービス提供
 - ・サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
 - ・電子メール等の通知手段による情報発信
 - ・ユーザーからのお問合せ等に対する適切な対応
 - ・個人を特定できない形での統計情報としての使用
 - ・その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (3) 発行者は、ユーザーから取得した個人情報を、次の②に定める目的で、③に掲げる者と共同して利用します。
 - ①共同して利用される個人情報の項目
発行者がLoCoPiあさひまちコインのサービスに関連して取得したユーザーの個人情報
 - ②利用目的
 - ・ユーザーからのLoCoPiあさひまちコインの発行・管理のためのシステムに関するお問合せ、ご相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理
 - ・ユーザーによるLoCoPiあさひまちコインの発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等
 - ③共同して利用する者の範囲
 - ・株式会社博報堂

第9条（反社会的勢力の排除）

1. ユーザーは、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. ユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 発行者は、ユーザーが前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、ユーザーの保有するLoCoPiあさひまちコインの残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因してユーザーに損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
 4. 前項の場合、当該ユーザーの保有するLoCoPiあさひまちコイン残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第10条（利用中止）

1. 発行者及び加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、ユーザーに対し事前に通知することなく、LoCoPiあさひまちコインの発行及びLoCoPiあさひまちコイン使用取引の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合、ユーザーは、LoCoPiあさひまちコインの全部又は一部を利用することができません。
 - (1) 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、本二次元決済システムを利用することができない場合
 - (2) システムの保守・点検等により、本システムを停止する必要がある場合
 - (3) ユーザーが本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
 - (4) 利用者がLoCoPiあさひまちコインを違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合
 - (5) LoCoPiあさひまちコインの利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合
2. 発行者及び加盟店は、本条に基づき実施した措置に基づきユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第11条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、インターネット上のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切

であると判断する方法によりユーザーに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、ユーザーがLoCoPiあさひまちコインを利用した場合には、ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

第12条（権利義務の譲渡等）

ユーザーは、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第13条（LoCoPi あさひまちコインの発行及び管理に関する業務の終了）

発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、LoCoPiあさひまちコインの発行及び管理に関する業務の全部又は一部終了することがあります。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することによりユーザーに周知する措置を講じます。

第14条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第15条（連絡、通知）

本規約の変更に関する通知その他発行者からユーザーに対する連絡又は通知は本システムや朝日町ホームページへの掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。

第16条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、富山地方裁判所魚津支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本規約は、令和6年11月1日から施行する。

別表

朝日町地域通貨（LoCoPiあさひまちコイン） 概要

1	地域通貨の名称	LoCoPiあさひまちコイン
2	発行期間	発行する都度定めるものとする
3	利用期限	最後に利用した日から5年後までの日とする
4	発行価格	1 コイン=1 円
5	発行限度額	50,000円とする
6	発行方法	発行者所定の方法によるものとし、発行は1,000円単位で行うものとする
7	利用可能店舗	朝日町内に所在する加盟店とする。加盟店に関する情報は、発行者所定のホームページに掲載するものとする
8	利用条件	・地域通貨使用取引において、地域通貨の残高が不足した場合、ユーザーは、不足分を現金で支払うことができますが、加盟店舗により現金併用ができない場合があります。各店舗もしくは朝日町ホームページ内のデジタル地域通貨加盟店一覧で確認できます。
9	払戻条件	発行者は、地域通貨の払戻しは行いません。